

○本別町総合計画策定審議会条例施行規則

昭和47年3月21日

規則第5号

改正 平成11年6月14日規則第15号

平成15年5月9日規則第20号

(趣旨)

第1条 本別町総合計画策定審議会条例(昭和46年10月1日条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(議事)

第2条 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 審議会に次の専門部会を置く。

- (1) 文教厚生部会
  - (2) 産業建設部会
  - (3) 総務部会
- 2 専門部会の委員は会長が会議にはかって指名する。
  - 3 専門部会に部会長をおき部会員の互選によって定める。
  - 4 専門部会の議事については第2条の規定を準用する。
  - 5 部会長は専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

(合同専門部会)

第4条 会長は必要により2以上の専門部会をもって合同専門部会を開くことができる。

(意見の陳述)

第5条 部会長はその所掌する事項について必要があるときは、他の部会に出席して意見を述べることができる。

(町長への答申)

第6条 会長は調査審議に係る経過を記録し、町長に対する答申は文書によって行なうものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は地域振興課において行なう。

第8条 この規則に定めるもののほか審議会に必要な事項は会長が審議会にはかり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月14日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年5月9日規則第20号)

この規則は、平成15年5月12日から施行する。